平成２５年（フ）第８８０号
愛知県春日井市勝川新町１丁目67番地
債務者　近藤　郁夫
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９１０号
愛知県弥富市鯏浦町下六130番地３　シャルマンカーラＢ101、従前の住所愛知県弥富市鯏浦町上六135番地　グランコート弥富205
債務者　木原鶴夫こと　ＫＩＨＡＲＡ　ＰＡＵＬＯ　ＴＳＵＲＵＯ
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５７号
島根県安来市広瀬町町帳486番地２
債務者　仲田　玲子
1　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３４号
宮城県石巻市北村字前山４番地10仮設前山団地５－２、住民票上の住所宮城県石巻市万石町７番20号
債務者　内海　文明
1　決定年月日時　平成25年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第１３７７号
大阪府高槻市千代田町22番13―405号
債務者　北井　清明
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３３８号
大阪府茨木市玉瀬町29番19号
債務者　福田　裕志
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３８２号
大阪市西成区玉出西１―17―12―505、住民票上の住所大阪市平野区平野本町５丁目８番16号
債務者　山口　邦弘
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４２６号
京都市上京区元誓願寺通大宮東入寺今町505番地　エイペックス京都西陣408号
債務者　中上伸一郎
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５８６号
大阪市生野区生野東２丁目３番12号
債務者　川井　和子
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５９７号
大阪市東淀川区豊里３丁目７番51号
債務者　金川　哲也
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６４３号
大阪市淀川区新高６丁目16番16―1122号、住民票上の住所大阪府堺市北区新金岡町１丁７番26―103号
債務者　末井　英雄
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６５２号
大阪府八尾市宮町１丁目２番18―202号
債務者　北畑　良子
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６５５号
大阪市旭区高殿３丁目９番24号
債務者　斉藤慶治こと　姜　　慶知
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６５６号
大阪市福島区福島８丁目８番12号
債務者　飯田　浩二
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６７２号
大阪市平野区加美東６丁目３番１―101号
債務者　竹井真奈美
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６７３号
大阪市福島区福島６丁目13番13―202号
債務者　清水あずさ
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８１号
釧路市柳町４番８号　柳町荘
債務者　吉田莞美子
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月14日午前９時30分
釧路地方裁判所